

個人番号記載用紙

利用(希望)教育・保育施設等名:

※未内定の場合は第1希望施設等の名称をご記入ください

	氏名	個人番号(マイナンバー)																		
保護者	(認定保護者)※本人確認書類が必要です。																			
	(認定保護者以外の保護者)																			
申請子ども																				
同居世帯員 (※)																				

※変更申請時は、同居世帯員が新たに増えた場合を除き、同居世帯員に関する記載は不要です。

・次の項目について確認していただき、□の中にチェックをしてください。

□記載した個人番号について、記載間違いがないことを確認しました。

<本人確認について>

マイナンバー制度では法令の定めにより、申請者(認定保護者)の身元確認を行う必要があります。

別添の説明等をご確認いただき、必要な書類を区役所窓口で提示してください。

封筒に封入して提出する場合は、これらの書類またはその写し(コピー)を封筒に同封して、提出してください。ただし現在教育・保育施設等をご利用中の方が、利用中の施設等を経由して封筒に封入せず提出する場合、これらの書類は不要です。

なお、本人確認用の書類として、健康保険の被保険者証や健康保険等資格喪失証明書の写しを封筒等に同封して提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキング(黒塗り)を施して提出してください。

<利用目的について>

取得した個人番号は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定に関する事務及び児童福祉法に基づく保育の実施に関する事務に利用します。

(保育の実施に関する事務については、教育・保育給付認定を受けた又は希望する場合のみ利用します。)

<個人番号の記載がない場合、書類が不足している場合について>

※保育認定申請等の際には、原則として個人番号の記載をお願いします。

ただし個人番号の記載が困難な場合や、本人確認書類が不足している場合は、個人番号を記載せずに申請等を受付けることも可能とされています。この場合大阪市が受付後に、必要な範囲で個人番号を調べますが、個人番号が確認できない場合等には、別途手続きに必要な書類を求めることがあります。

受付者記入欄(保護者による記入は不要です)	
番号確認書類	本人確認書類
	1種類必要なもの
□個人番号カード	2種類必要なもの
□通知カード	□運転免許証、運転経歴証明書
□住民票等の写し	□健康保険被保険者証
	□パスポート
	□介護保険被保険者証
	□身体障がい者手帳
	□年金手帳
	□精神障がい者保健福祉手帳
	□児童扶養手当証書
	□療育手帳
	□在留カード又は特別永住者証明書
	□その他証明書等
	□その他写真付き証明書等 ()
	() ()

個人番号記載用紙

< 記入例 >

利用(希望)教育・保育施設等名: ○○保育所

※未内定の場合は第1希望施設等の名称をご記入ください

	氏名	個人番号(マイナンバー)											
	保護者	(認定保護者)※本人確認書類が必要です。 保育 太郎	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1
(認定保護者以外の保護者) 保育 花子		2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
申請子ども	保育 一郎	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9	0	0
同居世帯員 (※)	保育 さくら	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5	6	6
	保育 三郎	1	1	1	1	2	2	2	2	3	3	3	3
	保育 うめ	3	3	4	4	5	5	6	6	7	7	8	8

※変更申請時は、同居世帯員が新たに増えた場合を除き、同居世帯員に関する記載は不要です。

- ・次の項目について確認していただき、□の中にチェックをしてください。
- 記載した個人番号について、記載間違いがないことを確認しました。

<本人確認について>

マイナンバー制度では法令の定めにより、申請者(認定保護者)の身元確認を行う必要があります。

別添の説明等をご確認いただき、必要な書類を区役所窓口で提示してください。

封筒に封入して提出する場合は、これらの書類またはその写し(コピー)を封筒に同封して、提出してください。

ただし現在教育・保育施設等をご利用の方が、利用中の施設等を経由して封筒に封入せず提出する場合、これらの書類は不要です。

なお、本人確認用の書類として、健康保険の被保険者証や健康保険等資格喪失証明書の写しを封筒等に同封して提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキング(黒塗り)を施して提出してください。

<利用目的について>

取得した個人番号は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定に関する事務及び児童福祉法に基づく保育の実施に関する事務に利用します。

(保育の実施に関する事務については、教育・保育給付認定を受けた又は希望する場合のみ利用します。)

<個人番号の記載がない場合、書類が不足している場合について>

※保育認定申請等の際には、原則として個人番号の記載をお願いします。

ただし個人番号の記載が困難な場合や、本人確認書類が不足している場合は、個人番号を記載せずに申請等を受付けることも可能とされています。この場合大阪市が受付後に、必要な範囲で個人番号を調べますが、個人番号が確認できない場合等には、別途手続きに必要な書類を求めることがあります。

受付者記入欄(保護者による記入は不要です)		
番号確認書類	本人確認書類	
	1種類必要なもの	2種類必要なもの
<input type="checkbox"/> 個人番号カード		
<input type="checkbox"/> 通知カード	<input type="checkbox"/> 運転免許証、運転経歴証明書	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証
<input type="checkbox"/> 住民票等の写し	<input type="checkbox"/> パスポート	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証
	<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳	<input type="checkbox"/> 年金手帳
	<input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書
	<input type="checkbox"/> 療育手帳	
	<input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書	<input type="checkbox"/> その他証明書等
	<input type="checkbox"/> その他写真付き証明書等	()
	()	()